

「通話トッピング」提供条件書

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）は、povo2.0 通信サービス契約約款に定める povo2.0 サービスについて、以下のとおり通話トッピングを提供します。

1. 概要

povo2.0 をご契約のお客さまは、使い方に合わせて通話トッピング（5 分以内通話かけ放題、通話かけ放題など）がご利用いただけます。

2. 提供条件

(1) 通話トッピングの基本情報

通話トッピングの種別	利用料	内容*1
5 分以内通話かけ放題	税抜額 500 円/月 (税込額 550 円/月)	1 回 5 分以内の国内通話が 24 時間かけ放題となります。
通話かけ放題	税抜額 1,500 円/月 (税込額 1,650 円/月)	国内通話が 24 時間かけ放題となります。
留守番電話サービス	税抜額 300 円/月 (税込額 330 円/月)	電源 OFF 時や、電話に出られない時に、相手の伝言をお預かりします。

*1：0570（ナビダイヤルなど）・衛星船舶電話など、かけ放題の対象外となる通話があります。詳細は(2)③を参照ください。

(2) 重要事項

① 適用・解除について

- ・購入処理が完了した時点で適用を開始し、利用料がかかります。
- ・お客さまから通話トッピングの解除の申込みがあるまで、毎月継続して適用します。
- ・サービス内容の変更により、通話トッピングの種別ごとに、その提供を終了することがあります。提供を終了する場合は、提供を終了する月をもって、通話トッピングを解除します。
- ・購入処理完了時点以前の通話は、通話トッピングによるかけ放題の対象外となります。
- ・povo2.0 のご契約と同時に申し込みいただいた通話トッピングは、SIM の有効化を行った月よりご利用料金が発生します。
- ・利用料は日割りしません。
- ・通話かけ放題もしくは 5 分以内通話かけ放題が適用されている場合、適用中の通話トッピングが解除されるまでの間、留守番電話サービスを除き異なる種別の通話トッピングに加入いただくことはできません。

- ・ povo2.0 通信サービス契約約款第 25 条第 1 項第 1 号または第 2 号により povo2.0 の利用停止があった場合、利用停止後、順次通話トッピングの適用を廃止します。この場合、当社がその通話トッピングの廃止を行った月の末日までの通話について通話トッピングの適用対象とします。
- ・ 通話トッピングを解除する申込みを行った場合のほか、povo2.0 の契約解除があった場合には、通話トッピングの適用を廃止します。その場合、以下に定める日までの通話について通話トッピングの適用対象とします。
 - ア povo2.0 の契約解除があった場合：契約解除日
 - イ povo2.0 ご契約中に通話トッピングの解除の申込みを行った場合：解除する申込みを行った月の末日まで

② 「5 分以内通話かけ放題」「通話かけ放題」の対象外となる通話について

- ・ 0180（テレドーム）、0570（ナビダイヤルなど）から始まる他社が料金設定している電話番号への通話や、番号案内（104）、行政 1XY サービス（188）、#ダイヤル（クイックダイヤル）、SMS 送信、衛星電話/衛星船舶電話への通話、当社が別途指定する電話番号への通話等については、かけ放題の対象外となります。また国際電話や海外での発着信についても対象外となります。これらの通話についてはサービスに応じた料金がかかります。
- ・ 別に定める一部の電気通信事業者への通話や、月間 744 時間または 1 日 24 時間を超える通話は有料となる場合があります。なお、ご利用の通話時間は同月中に au の「通話定額 2」「通話定額ライト 2」等 au/UQ mobile/povo1.0 の各種かけ放題サービスでご利用いただいた通話時間と通算します。
- ・ 通話トッピングの適用を受けている povo2.0 回線について次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、通話料の支払いを要する場合があります。
 - ア povo2.0 通信サービス契約約款の第 25 条（利用停止）第 1 項第 13 号及び第 14 号に該当するとき。
 - イ povo2.0 通信サービス契約約款の第 60 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとき
 - ウ その povo2.0 回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その povo2.0 回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
 - エ 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。
 - オ その契約者から次々項に定める協力を得られないとき。
 - カ その povo2.0 回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り。）に対して行われたものであるとき。
 - キ その povo2.0 回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。
 - ク その povo2.0 回線からの通話が、通話先と対話を目的としていないなど、通常の通話方法でないとき。

ケ その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。

- ・上記のア～ケに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、通話トッピングの適用を廃止することができるものとします。それ以降、同一名義の povo2.0 契約者から通話トッピングの申込みがあった場合でも、かけ放題の対象とならず、通話料がかかります。
- ・当社は、「5 分以内通話かけ放題」「通話かけ放題」の対象外と判定をするために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、povo2.0 契約者は、その調査等に協力していただきます。
- ・この調査等を行うにあたり、povo2.0 契約者はその回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。

③ 留守番電話サービス

- ・以下の機能をいいます。
 - ア その povo2.0 回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及びその povo2.0 回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能です。
 - イ この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその povo2.0 回線に送信する機能です。
- ・伝言保存件数には、上限があります。
- ・伝言保持期間には、上限があります。蓄積したメッセージ若しくは音声ファイルは、保持期間経過後、消去します。
- ・伝言の再生、録音には通話料がかかります。
- ・本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話発信元から本機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
- ・当社は、本機能の提供を受けている povo2.0 回線について、次のいずれかに該当することとなった場合には、本機能の提供を廃止する場合があります。
 - ア その povo2.0 契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が認めたとき。
 - イ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ・当社は、当社の故意又は重過失によるものを除き、この機能の利用に関して、一切の責任を負わないものとします。
- ・本機能を利用する者は、あらかじめ暗証番号を設定いただくなど所定の準備を実施する必要があります。
- ・本機能に関するその他の提供条件については、契約約款等及び当社のホームページに定めるところによります。

④ボイスメール機能

- ・ 契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。
- ・ povo2.0 回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限りです。）であって、留守番伝言サービスの提供を受けているものに限り提供します。
- ・ 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
- ・ 蓄積できるメッセージの数など本機能に関するその他の提供条件については、契約約款等及び当社のホームページに定めるところによります。

■本提供条件書について

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等（povo2.0 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約をいいます。）の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■更新履歴

2021 年 9 月 29 日	初版作成
2021 年 10 月 11 日	日割額での請求に関する明確化のための改版
2022 年 8 月 16 日	廃止条件の変更に伴う改版
2023 年 8 月 1 日	日割額での請求に関する条件変更に伴う改版
2023 年 8 月 4 日	通話トッピングの申込条件に関する改版 (2023 年 8 月 1 日に遡及して適用します)
2024 年 2 月 22 日	他社アプリ等経由でのトッピング提供開始に伴う改版
2024 年 5 月 20 日	留守番電話サービスおよび着信転送サービスの提供開始に伴う改版
2025 年 1 月 1 日	通話トッピングの請求に関する条件変更に伴う改版